

家庭用品品質表示法に関する見直しについて（概要）

1. 事業の目的

消費者庁では、家庭用品品質表示法（以下、「家表法」という。）が消費者庁に移管後、平成 22 年～23 年度に委託調査事業により、今後の家庭用品の品質表示の見直しについて一定の方向性を取りまとめた。また、平成 26 年 6 月 24 日には、国際整合化や社会の変化を踏まえた必要な見直しを行うこととして「規制改革実施計画」に盛り込まれ、閣議決定された。これらを踏まえ、昨年度、各分野の事業者との意見交換会を設置し、いくつかの改正の方向性について確認を得たところである。

本事業は、以上のような取組を踏まえ、家表法の主たる目的である消費者の利益を保護するため、家庭用品の品質表示における具体的な改正案を策定するための検討を行うことを目的とし、消費者庁が事業者等からなる勉強会を立ち上げたものである。

2. 事業の概要

本年度は、家表法の対象品目ごとに、海外における表示の実態について調査・分析を行うとともに、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品について勉強会を開催し、今後の品質表示制度のあり方について検討、整理した。

（1）海外における品質表示の実態調査

本調査では、家表法の対象品目ごとに、海外における表示の現状について調査・分析を行い、その調査結果を勉強会に提示した。

表 1 海外における品質表示実態調査の概要

対象製品	家表法指定 90 品目 (ただし、日本固有の商品で対象国での販売がない品目等は除外)
対象国・地域	米国、E U（加盟各国）、中国
調査項目	各品目の表示事項（特に、家表法で定める表示事項及び付記事項の表示状況）
調査方法	① 現地で製品を販売している日系企業又は国際ブランド企業より 情報入手

	② 現地で販売されている製品の取扱説明書をインターネット上で確認 ③ インターネット上の商品写真確認 ④ 海外現地又は現地ECサイトでの購入品の確認 ⑤ 日本にて国際ブランドの商品（世界共通の表示を行っているもの）を購入
調査実施時期	平成 27 年 7 月～9 月

（２）勉強会

勉強会では、家表法における各分野に対応する４つの分科会（繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品）と繊維製品及び雑貨工業品合同で皮革製品について検討するための分科会の計５つの分科会を設置し、平成 26 年度の意見交換会で確認した改正の方向性を踏まえつつ、具体的な見直しの提案等の検討を行い、検討結果を取りまとめた。

表 2 勉強会の実施概要

開催回数	繊維製品 ２回（平成 27 年 12 月及び 28 年 2 月）、委員 ５名 合成樹脂加工品 ２回（平成 27 年 11 月及び 28 年 2 月）、委員 ５名 電気機械器具 ２回（平成 27 年 11 月及び 28 年 2 月）、委員 ５名 雑貨工業品 ３回（平成 27 年 11 月及び 28 年 2 月）、委員 10 名 繊維製品及び雑貨工業品 １回（平成 28 年 3 月）、委員 ６名
主な検討内容 （各分野共通）	- 品目の追加について - 品目名の変更について - 表示方法の見直しについて - 寸法表示について 等

3. 家表法の見直しについて

平成 27 年度の見直しにおける基本的な考え方

平成 23 年度の検討会、平成 26 年度のヒアリングシート及び意見交換会で挙げられた要望について、以下の基本的な考え方に基づいて適切な改正といえるか整理し、本事業において検討する事項を決定した。

- ①消費者・事業者の双方にとってより分かりやすい表示とする
- ②より柔軟な表示方法を認める
- ③消費者が理解できない表示を改める
- ④国際整合化を図る
- ⑤品質表示の適正化を図る必要性のある品目を追加する

本事業では、専門的・技術的観点から実現可能性のある改正の方向性を具体的に検討し、素案の策定を行った。

本年度の見直しの具体的な見直し内容

前述のとおり、本年度に関しては、平成 26 年度の意見交換会において示された見直しの方向性に沿って見直しを行った。なお、表示の標準に係る見直しに当たっては、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品といった分野ごとに事情が異なるため、4 分野個別に見直しを行った。

具体的な見直し内容については以下に示すとおりである。

① 消費者・事業者の双方にとってより分かりやすい表示とする

検討事項	検討結果
繊維名の指定用語の見直し	・「植物繊維」、「動物繊維」等の分類については、引き続き検討を行う。（JIS に定義のない繊維については、定義について業界で検討を行う） ・コンジュゲート繊維については、導入する方向で検討を進める。ただし、デメリットについて意見を聞きながら検討を重ねることとする。
裏生地の対象範囲	裏生地が一般的に使われているズボンについて、裏生地を表示対象とする方向で検討する。

検討事項	検討結果
マフラー、スカーフ及びショールについて家庭用洗濯等取扱い方法の表示追加	表示事項に「家庭洗濯等取扱い方法」を追加する。縫い付けることによって製品が壊れて消費者のデメリットになることがないように、表示方法については引き続き検討を行う。
原料樹脂の種類を示す用語	「ポリエチレンテレフタレート」、「PET」を原料樹脂の種類を示す用語に追加し、「飽和ポリエステル樹脂」を原料樹脂の種類を示す用語から削除する。 「飽和ポリエステル樹脂」の一つであるポリブチレンテレフタレートの表示方法については（ほとんどないことも鑑み）整理した上で検討する。
用語の追加（床草の種類）	試験において牛床草と馬床草を判別することが困難であり、現行の規定でも括弧書きにより動物の名前を記載できることから、現行の規定のままとする。
家具の材料・構造部材を示す用語	材料・構造部材の種類を示す用語に MDF を追加し、繊維板のうち JIS の基準を満たすものについては、繊維板に替えて MDF と表示してもよいこととする。

② より柔軟な表示方法を認める

検討事項	検討結果
レインコートのはっ水性の必要性	はっ水性の表示事項を削除するのは適当ではなく、現状の規定を維持する。
食事用、食卓用又は台所用の器具の「まな板」の寸法表示（合成樹脂加工品）（順次列記の撤廃）	順次列記の規定は撤廃する。
取扱い上の注意の表示方法（合成樹脂加工品）	ただし書を削除し、基本的に消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示すればよいとする方向で考える。細かな部分は引き続き業界と調整する。

検討事項	検討結果
耐熱温度・耐冷温度試験の起点温度（合成樹脂加工品）	50℃を開始温度とする規定を残しつつ、原料樹脂の特性を勘案し、相応の温度を起点としてもよい旨をただし書として追記する。 - 温度については、日本プラスチック工業連盟と調整し、参考値を検討する。
電気洗濯機及び電気冷蔵庫の寸法表示（順次列記の撤廃）	順次列記の規定を撤廃する。
ウレタンフォームマットレス・スプリングマットレス、机・テーブル、いす・腰掛け・座いす及びたんすの寸法表示（表示単位）	ミリメートル又はセンチメートルのどちらの単位を使用してもよいこととする。試験はミリメートル単位で行って、許容範囲で小数点第一位を0にすることができるものは、小数点第一位について省略も可とする。
ウレタンフォームマットレス・スプリングマットレス、机・テーブル、いす・腰掛け・座いす、たんす及びショッピングカートの寸法表示（順次列記の撤廃）	順次列記の規定を撤廃する。
スプリングマットレスの詰物（順次列記の撤廃）	順次列記の規定を撤廃する。
取扱い上の注意について ・ かばん、手袋（表示項目名）	かばんの「手入れ方法及び保存方法」、手袋の「使用上の注意」を「取扱い上の注意」に変更する。
・ 机・テーブル、いす・腰掛け・座いす（表示内容）	「取扱い上の注意」については、事業者の判断により、明らかに必要でないものは省略可とする。
・ 机・テーブル、いす・腰掛け・座いす、たんす（表示方法）	取扱い上の注意については、消費者が適切に見える箇所に表示を行うよう、「本体から容易に離れない方法で」表示するとのみただし書を削除する方向で進める。
・ 食事用、食卓用又は台所用の器具（雑貨工業品）（表示方法）	「本体から容易に離れない方法で」表示するとのみただし書を削除した場合、消費者に不利益が生じないように、課題を整理の上再検討する。

検討事項	検討結果
漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食器用、食卓用又は台所用の器具（表示項目名）	「使用上の注意」を「取扱い上の注意」に変更する。
なべ（表示内容）	- 基本的には、現行の表示事項の括弧書きを全て削除し、該当しない場合は省略できることとする方向で進めていく。 - 業界団体において、括弧書きを削除した場合に安全性等に支障が生じないか、SG の規定との整合性等について確認・整理し、消費者庁に提示する。
革及び合成皮革製の手袋、衣料における人工皮革の表記	人工皮革について合成皮革と表示してもよいこととする。

③ 消費者が理解できない表示を改める

検討事項	検討結果
毛布特例の廃止	特例を撤廃し、毛羽部分以外の組成表示も行う。 書きぶりについては引き続き業界と調整する。
電気ロースターの「種類」及び「焼き網の寸法」、電気ホットプレートの「プレート」	- 電気ロースターについて、焼き網の寸法に代わる表示の案、種類は外観から判別可能であることが分かる写真、業界における議論を確認の上、対応を検討する。 - 電気ホットプレートについて、業界において、平成 28 年 4 月を目処に、「プレート」の種類ごとに「プレート」が洗えない製品の有無を整理し、その結果を踏まえ品目を削除するかどうか検討する。
湯沸かしの容量	適正容量（実際に沸かせる量）の基準を定めることは困難であるため、業界の自主的な表示及び誤解を与えない販売方法の工夫を推奨する。
ウレタンフォームマットレスの表示方法の見直し	- 硬さの試験方法を D 法から A 法に変更する。これに伴い硬さの区分が変わってくるため、区分の見直しについて、業界が案を提示する。 - 硬さの表示を「数値（区分）」から「区分（数値）」に変更する。
スプリングマットレスのコイルスプリングの「形状」、「数」及び「材料の種類」	- コイルスプリングの形状、数及び種類を表示事項から削除する。 「連結式」等の言葉は販売時に使用されていないため区分の追加は行わないが、「材料」を表示事項に追加し、「コイルスプリング」の次に括弧書きで詰物の材料を示すこととする。表示事項以外について任意で記載するのは異なっていなければ問題ない。
強化ガラス製器具の「取扱い上の注意」	耐熱に関する事項を記載する方向で進める。解釈で補足説明をするなど、書きぶりは検討する。

④ 国際整合化を図る

検討事項	検討結果
サングラスの可視光線透過率・紫外線透過率の試験方法	今回は改正は行わず、ISO 規格をいずれ JIS 化する話もあるため、JIS 化された際に、家表法の試験方法も見直したい。

⑤ 品質表示の適正化を図る必要性のある品目を追加する

検討事項	検討結果
帽子	帽子を指定品目として追加する。 - 品質に関する表示すべき事項は「繊維の組成」及び「家庭洗濯等取扱い方法」とする。 - 定義は東京都条例を参考とするが、「表面積のうち織物又は編物の割合が 50 パーセント以上」という制限は行わない。
魔法瓶の対象範囲拡大	ステンレス製卓上用魔法瓶、ステンレス製携帯用魔法瓶（直飲み式）を対象に追加する。保温効力の表示時間については業界と相談する。
保温性を有する弁当箱	今回は追加は行わず、将来的に魔法瓶の JIS に追加された際に、家表法でも対象としたい。JIS へのエントリー案が出来上がった段階で業界と消費者庁とで相談する方向。
フライパン	可能なタイプから対象として追加する。材料、範囲等については調整する。現状事業者が自主的に行っている内容を考慮する。
柔軟仕上げ剤	- 柔軟仕上げ剤を家表法の指定品目に加えても、消費者の苦情を解決することにつながらず、既に業界で対策が取られていることから、より一層の自主的な表示の充実を期待し、従来どおり事業者の自主性に任せることとする。 - 品質の変化（固化）については、業界で自主的に表示等を行うことを期待し、その後の様子を観察することとする。

合成ゴム製品	雑貨工業品の規程で「合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具」として追加する。 - 品名の表示に際し、シリコンゴムを使用したものは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他の合成ゴムを使用したものは「合成ゴム」の用語の次に括弧書きで合成ゴムの種類の名称を示す用語を用いて括弧書きを行うこととする。 - 製品の一部に合成樹脂を使用したものについては、雑貨工業品の規程に基づいて表示を行う方向で調整する。また、合成樹脂規程に準じてその原料樹脂の種類を表示する。 - 耐熱温度、耐冷温度の試験方法は、合成樹脂加工品と共通とする。製品全体の温度を表示することとするが、耐熱温度の高い部分について別途任意で表示することは問題ない。 - 取扱い上の注意については電子レンジの使用可否、火のそばに置かない旨は表示事項とする。におい移り、変色、冷凍庫での破裂やひび割れについては該当しないものは除く、あるいは該当する場合は記載するとするような運用も考えたい。
熱可塑性エラストマー（TPE）製品	- 流通量等の実態がつかめないため、今回は品目の追加は見送る。 - どこかで熱可塑性エラストマーを加えるのが消費者に親切だという意見を反映し、合成樹脂規程に熱可塑性エラストマーを追加し、合成樹脂との混合品に限り表示対象となるようにすることを検討する。対象は食事用、食卓用又は台所用の器具のみとする。

⑥ その他

検討事項	検討結果
靴下の対象範囲の明確化	靴下の対象範囲についてガイドブックや実務提要に明文化し、新しい製品や多様な呼び方があり得る製品についても文言から判断できるようにする。現行の運用マニュアルの文言を一部修正して掲載することとする。
省エネ法等他法令との表示の一元化	法の整理上、家表法で表示が不要になった際に家表法の対象から外して省エネ法のみを対象とすることは考えられるが、一元化が議論されていた6品目について、現段階では家表法の趣旨に鑑みて表示が不要とは言えず、今回品目削除及び一元化を行うことはできない。
品目名の変更（卓上スタンド用けい光灯器具の名称）	品目名の「けい光灯」を「蛍光灯」に変更する。
品目名の変更（なべの名称）	品目名を「鍋」に変更する。
人工皮革の定義	基材の定義について品目横断的に整理を行った上で、日本語として適切でない箇所を直し、定義で分かりにくい箇所を実務提要に明確に記載する。

4. 今後の見通しについて

本事業において決定した事項については、必要に応じて業界等との調整を行った上で、平成 28 年度以降に 4 つの告示（繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程）を順次改正し、反映していく予定である。改正に当たっては、消費者団体等の意見を踏まえつつ、消費者委員会への諮問、パブリックコメントの実施等、所要の手続を経ることとなる。

なお、施行に当たっては、業界等と調整の上、十分な経過措置を設けることとする。

以上